

I 全体概要

I 全体概要

1 特定施設入居者生活介護とは

(1) 特定施設とは

「特定施設」とは、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームをいいます（介護保険法第8条第11項、介護保険法施行規則第15条）。サービス付き高齢者向け住宅のうち、有料老人ホームの定義（※）に該当するものは、特定施設に該当します。

※ 食事、介護、家事、健康管理のいずれかのサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームに該当します（老人福祉法第29条第1項、高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条）。

(2) 特定施設入居者生活介護とは

「特定施設入居者生活介護」とは、特定施設に入居する要介護者（介護予防の場合は、要支援者）に対し、当該特定施設が提供するサービスの内容等（健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供するサービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留意事項）を計画し、その計画に基づき提供する、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話（入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の特定施設に入居している要介護者（介護予防の場合は要支援者）に必要な日常生活上の世話）、機能訓練及び療養上の世話をいいます（介護保険法第8条第11項、8条の2第9項（介護予防）、介護保険法施行規則第16条、17条、22条の15、16（介護予防））。

特定施設は、指定基準を満たすことで、都道府県介護保険事業支援計画で定める定員の範囲内で、都道府県等から特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けることができます（※1）（介護保険法第70条第1項、115条の2第1項（介護予防））。また、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第216条に定める「基本方針」（※2）で特定施設入居者生活介護のサービス提供は、「特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者が指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。」と定められています。

※1 定員29人以下の小規模な介護専用型特定施設（（4）アを参照してください。）は、区市町村

I 全体概要

の指定を受けることができます（介護保険法第78条の2第1項）。

なお、中核市においては、市が指定事務を行います。

※2 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護（（3）を参照してください。）は、「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第238条、介護予防特定施設入居者生活介護については、「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」202条、外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護については、「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」第226条を参照してください。

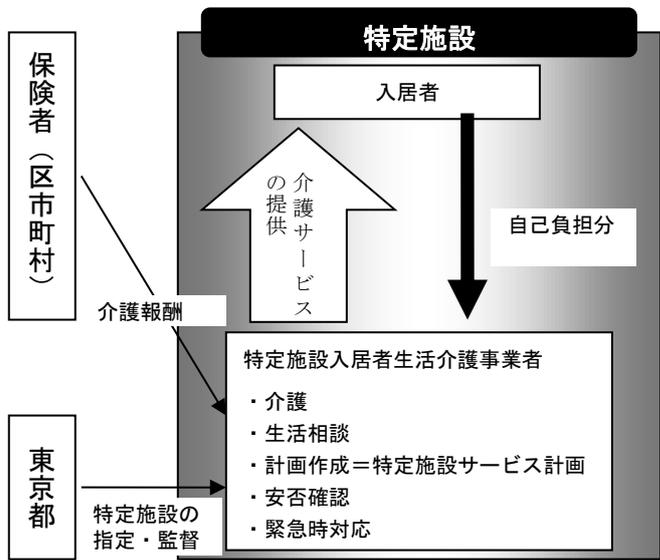
(3) 特定施設入居者生活介護のサービス形態

特定施設入居者生活介護は、包括型（一般型）と外部サービス利用型とに区分されます。包括型は、特定施設の従業者が入居者に対して包括的にサービス提供を行います。これに対して、外部サービス利用型は、特定施設の従業者が計画の作成・安否確認・生活相談・緊急時対応を行い、当該特定施設と個別に委託契約を結ぶ他の居宅サービス事業者が計画に基づき、介護サービスを提供します。

また、平成24年度から家族者介護支援を促進する観点から、一定の要件を満たす特定施設において、空室における短期利用が可能になりました（要介護者に限る）。ただし、特定施設の短期利用は、包括型に限られ、外部サービス利用型は対象外です。

I 全体概要

《包括型特定施設入居者生活介護のイメージ図》



※介護サービス計画を基に特定施設の従業者がサービスを提供

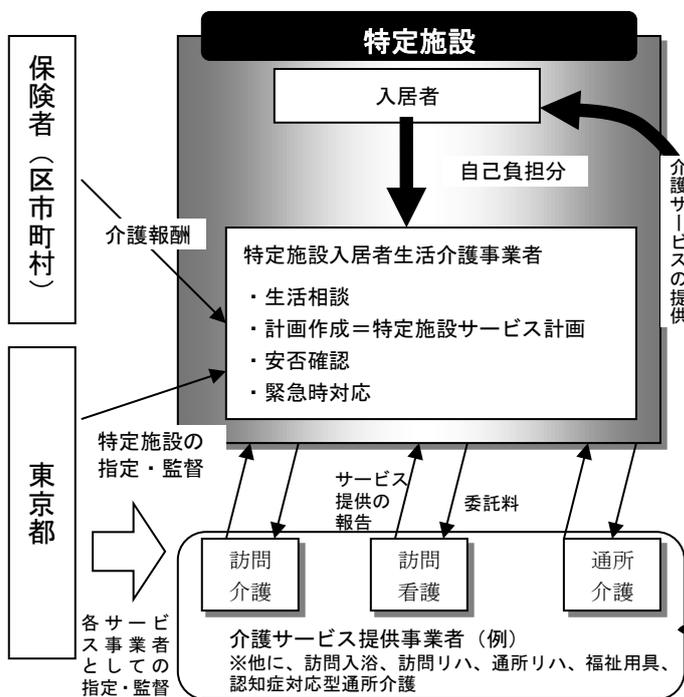
＜報酬の考え方＞

包括報酬
要介護度別に1日当たりの報酬算定

＜基準のイメージ＞

- 人員基準
- ・管理者 1 (常勤・兼務可)
 - ・生活相談員 100:1 (常勤)
 - ・看護・介護職員 3:1
 - ・機能訓練指導員 1 (兼務可)
 - ・計画作成担当者 100:1 (兼務可)
- 設備基準
- ・原則個室
- 運営基準
- ・特定施設の従業者により介護サービスを提供する。等

《外部サービス利用型特定施設入居者生活介護のイメージ図》



※介護サービス計画を基に委託先の各事業者が介護サービスを提供 特定施設入居者生活介護事業者はアレンジメント（手配）

＜報酬の考え方＞

定額報酬（生活相談・安否確認・計画作成）
+
出来高報酬（訪問介護など各種居宅サービス）

＜基準のイメージ＞

- 人員基準
- ・管理者 1 (常勤・兼務可)
 - ・生活相談員 100:1 (常勤)
 - ・介護職員 10:1
 - ・計画作成担当者 100:1 (常勤)
 - ※常に1人以上配置を条件に兼務可 (宿直時間帯は宿直勤務可)
- 設備基準
- ・原則個室
- 運営基準
- ・委託する介護サービス事業者と文書により契約する。等
 - ※訪問介護、訪問看護、通所介護は特定施設入居者生活介護の指定時にあらかじめ契約しておく。

(4) 介護専用型特定施設と混合型特定施設

特定施設には、「介護専用型特定施設」と「混合型特定施設」とがあります。

定員29人以下の小規模な介護専用型特定施設は、「地域密着型特定施設」として区市町村等の指定を受けられます。

ア 介護専用型特定施設

「介護専用型特定施設」とは、特定施設のうち、入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者(※)に限られるものをいいます(介護保険法第8条第21項)。

「介護専用型特定施設入居者生活介護」とは、介護専用型特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいいます(介護保険法第70条第4項)。

※ 介護保険法施行規則第17条の6

- 一 入居の際要介護者であったものであって、現に要介護者でないもの
- 二 入居者である要介護者(前号に該当する者を含む。次号において同じ。)の三親等以内の親族
- 三 前二号に掲げるもののほか、特別の事情により入居者である要介護者と同居させることが必要であると当該施設の所在地を管轄する都道府県知事(地域密着型特定施設(法第八条第二十一項に規定する地域密着型特定施設をいう。以下この項及び第十七条の八において同じ。))の場合には、当該地域密着型特定施設の所在地を管轄する市町村長(特別区にあっては、区長。第九十八条第八号を除き、以下同じ。)(当該地域密着型特定施設の所在地以外の市町村(以下この号において「他の市町村」という。))が行う介護保険の被保険者が入居者の場合には当該他の市町村の長))が認める者

イ 混合型特定施設

「混合型特定施設」とは、介護専用型特定施設以外の特定施設(入居者は、要介護者、要支援者、要介護認定を受けていない者)をいいます。

「混合型特定施設入居者生活介護」とは、混合型特定施設に入居する要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいいます(介護保険法第70条第5項)。

(5) 他の在宅サービス・医療サービスの利用

特定施設入居者生活介護の利用者について、居宅療養管理指導を除く他の居宅サービス・地域密着型サービスは行われません(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)。ただし、必要な場合は事業者の費用負担による提供となります(平成12年3月8日老企第40号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)。また、入居者が特定施設入居者生活介護に代えて他の事業者の介護サービスを受けることを妨げることはできません(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第222条第2項)。

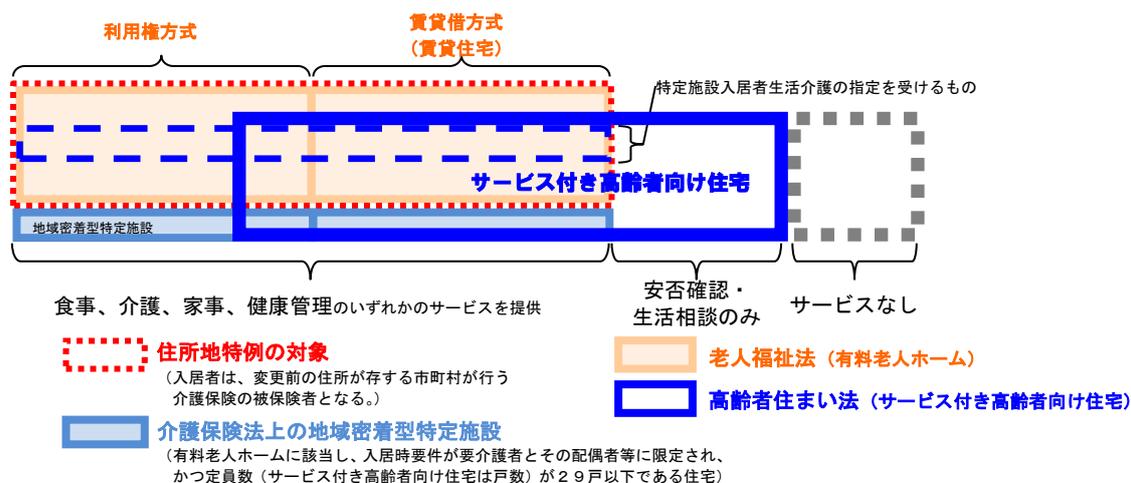
なお、医療保険では、包括型入居者への特定施設入居時医学総合管理(外部サービス利用型入居者への在宅時医学総合管理)、在宅患者訪問診療などが行われます。が

I 全体概要

ん末期・難病や急性増悪等で特別訪問看護指示書の交付を受けている入居者への訪問看護も、医療保険で行われます（平成18年4月28日老老発第0428001号厚生労働省老健局老人保健課長通知）。

(6) 介護保険法における住所地特例について

老人福祉法上の有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅は、地域密着型特定施設に該当するものを除き、介護保険法における住所地特例の適用を受けません（介護保険法第13条第1項）。



(7) サービス付き高齢者向け住宅と有料老人ホームの関係について

サービス付き高齢者向け住宅が、「食事」「家事」「介護」「健康管理」のサービスのうち、いずれか一つでも提供する場合は、老人福祉法上の有料老人ホームに該当します。

有料老人ホームに該当する住宅が、高齢者住まい法に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録を行った場合は、老人福祉法第29条第1項から第3項までの規定は適用されないため、老人福祉法に基づく届出義務は免除されます（高齢者住まい法第23条）。

なお、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅には、登録基準に定めのあるものを除き、「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針」の各条項（※）が適用されますので、立地条件や構造設備等について、当該指針の各規定に適合する必要があります。

※ 特定施設入居者生活介護の指定を受けない住宅の場合は、立地条件や構造設備等一部の規定は適用されません（都指針 2（11））。

2 特定施設入居者生活介護の指定

(1) 特定施設入居者生活介護の指定について

特定施設入居者生活介護の指定を受けるためには、各圏域に定める必要利用定員総数の範囲内であること又は区市町村が指定を認める旨の意見を東京都に提出することが必要です。これらを施設の建築前に確認するため、特定施設入居者生活介護の指定を受けようとしている事業者は、指定申請に先立ち「特定施設入居者生活介護事業者の指定申請に係る事前相談取扱要領」に基づく事前相談（事前相談計画書の提出）を行ってください。

(2) 必要利用定員総数

ア 必要利用定員総数とは

必要利用定員総数は、都道府県介護保険事業支援計画において、当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護に係る必要利用定員総数を定めるものとされています。また、当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の混合型特定施設入居者生活介護に係る必要利用定員総数を定めることができるとされています。（介護保険法第118条第2項、4項）

東京都全体の必要利用定員総数は、区市町村の利用者数見込みの合計値に基づき設定しています。また、老人福祉圏域ごとの必要利用定員総数は、各圏域を構成する区市町村の各年度の利用者数見込みに基づき、今後の整備（指定）見込数、既存の施設の配置状況などを考慮して、広域的観点から地域偏在を緩和する方向で、調整して設定しています。

イ 必要利用定員総数の設定

必要利用定員総数の設定に当たっては、特定施設入居者生活介護、介護保険施設の種類ごとの①利用・入所定員の総数の現状、②相互間の利用・入所定員の総数の均衡、③在宅と施設のサービスの量の均衡等に配慮することとなっています（介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針第三 二 4）。

ウ 必要利用定員総数と整備可能定員数について

特定施設入居者生活介護の指定に当たっては、利用定員の総数と必要利用定員総数とを勘案し、判断します。

毎月の整備可能定員数については、ホームページの「第8期東京都高齢者保健福祉計画における特定施設の取扱いについて」

(https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/youryou/tokutei_atsukai.html) を参照してください。

I 全体概要

エ 整備可能定員数の設定

東京都では、介護保険法第70条第4項・第5項及び東京都高齢者保健福祉計画における必要利用定員総数に基づく整備可能定員数について、次のとおり定めることとします。

(ア) 介護専用型特定施設の整備可能定員数

必要利用定員総数と利用定員総数との差

・ 利用定員総数

介護専用型の介護付有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅における①指定施設の総定員実績数、②有料老人ホーム設置届等の届出を受けた施設、③事前相談計画書を受理した施設の総定員数の合計

(イ) 混合型特定施設の整備可能定員数

必要利用定員総数と推定利用定員総数との差を70%で除した数

・ 推定利用定員総数

介護付有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅における①指定施設の総定員実績数、②有料老人ホーム設置届等の届出を受けた施設、③事前相談計画書を受理した施設の総定員数の合計に70%（※）を乗じたもの。

※ 混合型特定施設の利用者のうち、介護保険給付の対象として見込まれる利用者数を母体施設定員の70%としています。70%は、平成18年1月厚生労働省発「混合型特定施設の必要利用定員総数に関するQ & Aについて」を根拠としています。

(ウ) 年度単位での整備可能定員数の設置

東京都高齢者保健福祉計画が定める必要利用定員総数に合わせ、整備可能定員数も年度ごとに設定しています。

(エ) 調整期間の設定

老人福祉圏域内において、特定の区市町村への偏在が著しい場合には、新規指定に先立ち、事業者の市場調査結果に基づく事業計画と区市町村の介護保険事業計画とを比較検討し、相互の調整を図るための期間を設けます。

(3) 指定と指定拒否

都知事は、特定施設入居者生活介護の申請があった場合、当該申請に係る事業所が属する老人福祉圏域（※）における特定施設入居者生活介護の利用定員の合計数が、東京都高齢者保健福祉計画が定める必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになるかを認めるとき、その他の東京都高齢者保健福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、指定をしないことができるとされています（介護保険法第70条第4項・5項）。

また、都知事は、指定をしようとするときは、区市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、区市町村の介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならないとされています（介護保険法第70条第6項）。

東京都は、特定施設入居者生活介護の指定に当たり、以下のア、イのとおり指定を行います。

なお、東京都は、①公正かつ適正な行政指導の実施、②東京都高齢者保健福祉計画に基づいた特定施設入居者生活介護の適切な配置の実現に資すること、③施設の建設後に指定できないといった事態を防ぐことを目的とし、指定申請に先立ち事業者の事業計画の確認及び計画段階で区市町村に意見を求め、指定の可否の通知を行います。

※ 東京都は、福祉サービス及び保健医療サービスの一体化・総合化を図る観点から、介護保険施設等の適正配置の目安となる老人福祉圏域を、二次保健医療圏に一致させて設定しています。

圏域名	構成区市町村
区中央部	千代田区 中央区 港区 文京区 台東区
区南部	品川区 大田区
区西南部	目黒区 世田谷区 渋谷区
区西部	新宿区 中野区 杉並区
区西北部	豊島区 北区 板橋区 練馬区
区東北部	荒川区 足立区 葛飾区
区東部	墨田区 江東区 江戸川区
西多摩	青梅市 福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町
南多摩	八王子市 町田市 日野市 多摩市 稲城市
北多摩西部	立川市 昭島市 国分寺市 国立市 東大和市 武蔵村山市
北多摩南部	武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 狛江市
北多摩北部	小平市 東村山市 清瀬市 東久留米市 西東京市
島しょ	大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村

I 全体概要

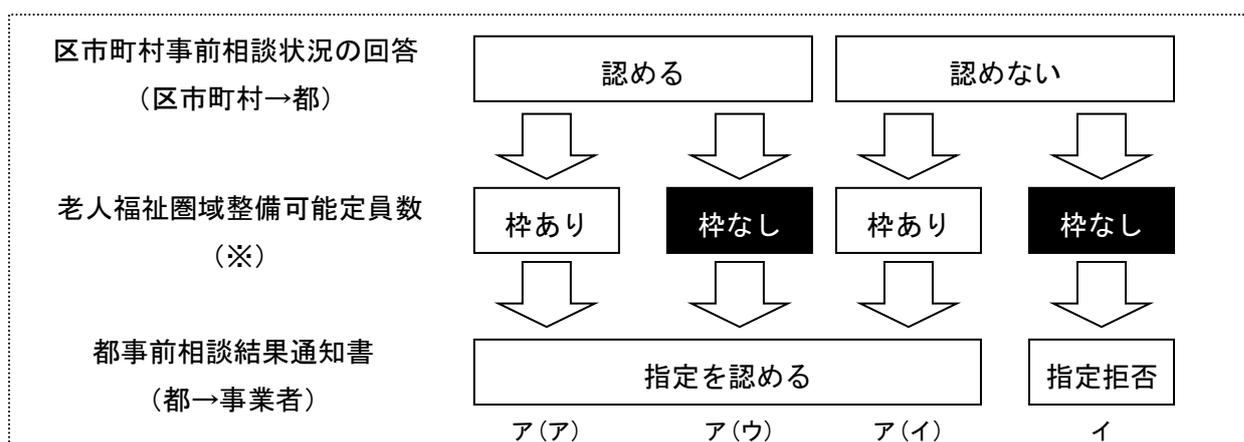
ア 指定する場合

- (ア) 必要利用定員総数に達していない・区市町村が指定を認める旨の意見の提出
- (イ) 必要利用定員総数に達していない・区市町村が指定を認めない旨の意見を提出
ただし、区市町村と十分な調整を図るよう指導します。
- (ウ) 必要利用定員総数に達している(※)・区市町村が指定を認める旨の意見を提出

※ 必要利用定員総数に達しているときは、当該新規指定申請により、必要利用定員総数に達することになる場合を含みます。

イ 指定拒否する場合

- 必要利用定員総数に達している・区市町村が指定を認めない旨の意見の提出



※ 必要利用定員総数と利用定員の合計数との差。整備可能な定員数を指します。

(4) 特定施設入居者生活介護の指定申請における注意点

ア 建築確認申請等について

東京都では、建築前に指定の可否を指定申請者に通知するため、事前相談を行っています。指定を拒否する場合がありますので、事前相談の結果の通知受領後に建築確認申請を行ってください。(既に入居開始しているサービス付き高齢者向け住宅における指定申請の場合を除く。)

イ 法人格の必要性

特定施設入居者生活介護を申請するには、法人格を有する必要があります(介護保険法第70条第2項第1号(都道府県の条例で定めるもの=介護保険法施行条例第3条))。

ウ 登記簿謄本について

申請書の添付書類として、「事業目的」に「（介護予防）特定施設入居者生活介護」及び「サービス付き高齢者向け住宅」（又はサービス付き高齢者向け住宅の事業が含まれていると解される文言）が記載された登記事項証明書（現在事項証明書または履歴全部事項証明書どちらでも可。3か月以内に発行の原本（又は原本証明）。）が必要となります。

建築確認済証が交付されてからでないでないと登記の変更ができない等の事情がある場合は、個別に相談してください。

エ 申請書は、提出前に事業所の控えとして必ずコピーをおとりください。

指定申請書については、受理後、東京都保有の公文書の扱いとなり、東京都の情報公開・個人情報保護制度の対象として扱われます。

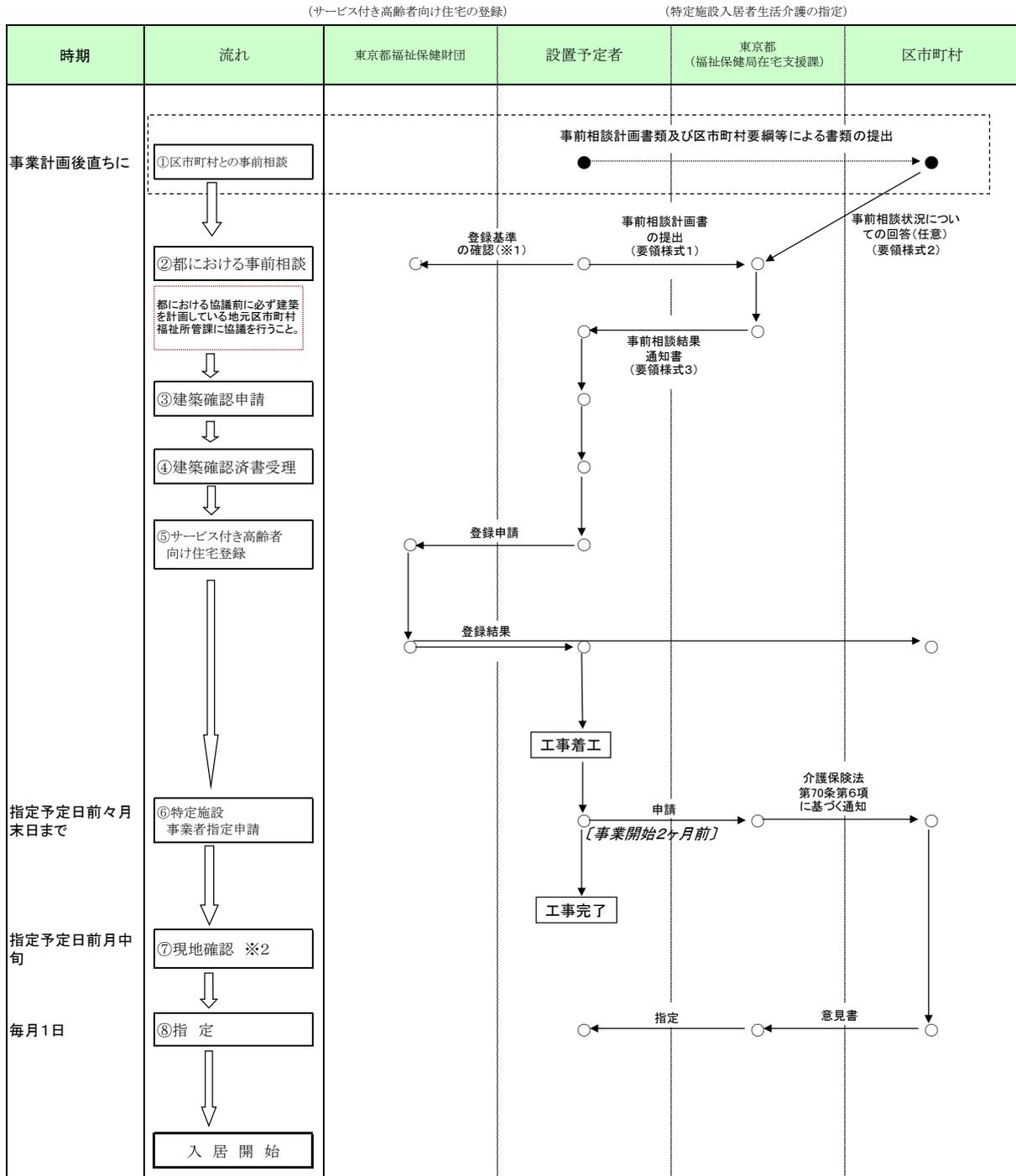
3 事業の計画から開設までの流れ

○ 特定施設の計画から開設までの流れ

以下の表を目安に手続き等を進めてください。書類の提出は早めに行い、不備等がないかを東京都と確認してください。

I 全体概要

サービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護)の事務手順フロー



※1 事前にサービス付き高齢者向け住宅の登録基準(面積・設備等)の確認が必要です。

②の時点で必ず設計図面(面積の確認できるもの)を「東京都福祉保健財団」(電話:03-3344-8637)に持参のうえ、サービス付き高齢者向け住宅の登録に関する相談を行ってください。

※2 政令市・中核市の場合は、指定権限が市に属するため、市の担当部署に指定事務に関する相談を行ってください。

※3 建物(建築確認検査済)及び必要な備品等の確認を現地で行います。